平成３０年（フ）第８８号
相模原市緑区橋本４丁目11番３－506号
債務者　扇野　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１０７号
相模原市中央区由野台２丁目25番19号101
債務者　蜂須賀浩一
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１０号
相模原市南区西大沼２丁目21番13号
債務者　山道　栄次
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１２号
神奈川県座間市相模が丘１丁目18番９号
債務者　松田　良男
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１３号
相模原市南区磯部1015番地
債務者　岡田　伸也
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１６号
相模原市南区若松３丁目16番19号　ミヤヒラハイツ101
債務者　粟野　壽子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１３５号
熊本市北区武蔵ケ丘８丁目６番87号　ムサシハイツ203号
債務者　前田　賢吾
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１３１号
埼玉県坂戸市末広町12番地（３－208）
債務者　井上　信一
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１３３号
埼玉県川越市諏訪町５番地４（ベルビオレ102号室）
債務者　小池　良夫
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５６号
埼玉県所沢市東所沢５丁目３番地の４　セレスヒルズ228
債務者　中本　　圭
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５９号
埼玉県ふじみ野市新駒林３丁目１番９号　ベルソング101
債務者　平野さおり（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１７２号
埼玉県入間市大字仏子1155番地８　サンビレッジ仏子Ｂ－101
債務者　杉田　　樹
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２６号
大阪府泉南市信達市場1128番地の２リブ泉南403号、前住所大阪市西区九条南４丁目３番17号302
債務者　小林　知沙
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１３２号
大阪府阪南市和泉鳥取737番地の１－303号
債務者　荒田　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１４３号
大阪府和泉市太町145番地の90
債務者　森口　奈々（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１４５号
大阪府和泉市府中町５丁目９番23－12号
債務者　松尾　信男
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１４６号
大阪府貝塚市王子892番地　１棟210号、前住所大阪府貝塚市澤1101番地　ピアコートＵ403号
債務者　宮宇地義治
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係